

科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者の設置に関する規程

(設 置)

第1条 山陽学園大学・山陽学園短期大学（以下「本学」という。）に属する者が交付を受ける科学研究費補助金等（以下「科研費等」という。）の運営及び管理を適正に行うために、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者を置き、学部及び短期大学にコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第2条 最高管理責任者は、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、学長とする。

(統括管理責任者)

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、コンプライアンス推進責任者に必要な措置を指示し、連携を図りながら統括する。

2 統括管理責任者は、学長があらかじめ指名した副学長とする。副学長不在のときは、学長がこれを兼務する。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、部局等における科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、部局等に属する者に必要な措置を指示し、必要に応じて、資料の提出等を要請する。

2 コンプライアンス推進責任者は、学部長及び短大部長をもって、これに充てる。

附 則

この規程は、平成20年9月24日から施行する。

この改正は、平成27年9月15日から施行する。